

別添資料

令和元年度 第1回

野洲市子どもの家持続ある運営を考える委員会

とき：令和2年1月29日（水）10時～正午
ところ：野洲市人権センター 交流研修室

資料の構成

- はじめに

野洲市子どもの家持続ある運営を考える委員会について	4 P
今回の調査検討について	5 P

- 今回の調査検討内容

1. 季節保育料を段階的に改正した内容の確認	8 P
1-1.季節保育料の段階的改正状況	8 P
1-2.季節保育料を段階的に改正した理由	9 P
1-3.季節保育料を段階的に改正に着手	12 P
2. 平成25年度から平成28年度までの利用状況・決算額の確認	13 P
3. 平成29年度から平成30年度までの利用状況・決算額の確認	15 P
4. 市税負担金と保護者負担金（保育料）との割合を検証	17 P
4-1.子どもの家事業費等の推移から見た市税負担金と保護者負担金（保育料）との割合	17 P
4-2.市税負担金と保護者負担金（保育料）との割合に係る検討内容	18 P

はじめに

野洲市子どもの家持続ある運営を考える委員会について

野洲市子どもの家条例 第14条

子どもの家の持続ある運営について調査検討するため、市長の附属機関として野洲市子どもの家持続ある運営を考える委員会（以下「委員会」という。）を置く。

野洲市子どもの家持続ある運営を考える委員会規則 第2条

委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1)子どもの家の事業に関すること。
 - (2)子どもの家の指定管理者による管理及び業務に関すること。
 - (3)子どもの家の入所対象児童及び入所許可基準等に関すること。
 - (4)子どもの家の保育料の額等に関すること。今回、主とするところ
 - (5)前各号に掲げるもののほか、市長が子どもの家の運営上必要と認める事項に関すること。
- 2 委員会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。



これまでの経緯

平成25年5月 提言書の提出

（内容：指導員の確保と適正配置、保育システム及び受益者負担のあり方、子ども達の育ちと保育について）

平成29年6月 提言書の提出

（内容：土曜日開所に向けて）

今回の調査検討について

これまでの野洲市子どもの家持続ある運営を考える委員会（以下「委員会」といいます。）の提言を受け、季節保育料を段階的に改正したほか、平成30年度より利用者ニーズに寄り添った新たな保育サービスの充実（土曜日保育）を図っているところです。

-
-
-

学童保育料である通年・季節保育料については、平成29年度から平成30年度の利用状況・決算額等を検証のうえ積算を再考することとしているため、今回、その検証内容について調査検討します。

※通年保育料・・・年間を通じての入所における学童保育料

※季節保育料・・・春、夏、冬休み等の学校休業日期間とその前後の給食がない日の入所における学童保育料

今回の調査検討の手順

1. 季節保育料を段階的に改正した内容の確認



2. 平成25年度から平成28年度までの利用状況・決算額の確認



3. 平成29年度から平成30年度までの利用状況・決算額の確認



4. 市税負担金と保護者負担金（保育料）との割合を検証



最終的に・・・

今後の学童保育料について、市長へ提言

今回の調査検討内容

1. 季節保育料を段階的に改正した内容の確認

1-1.季節保育料の段階的改正状況

※季節保育料の月額料金

月 年度	H26年度 (@76.6円/h)	H27年度 (@88.0円/h)	H28年度 (@99.5円/h)	H29～H31年度 (@109.1円/h)
4月	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円
7月	8,000円	9,000円	9,000円	9,000円
8月	15,000円	16,000円	19,000円	22,000円
12月	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円
1月	3,000円	4,000円	4,000円	4,000円
3月	6,000円	7,000円	8,000円	8,000円
計	40,000円	46,000円	52,000円	57,000円

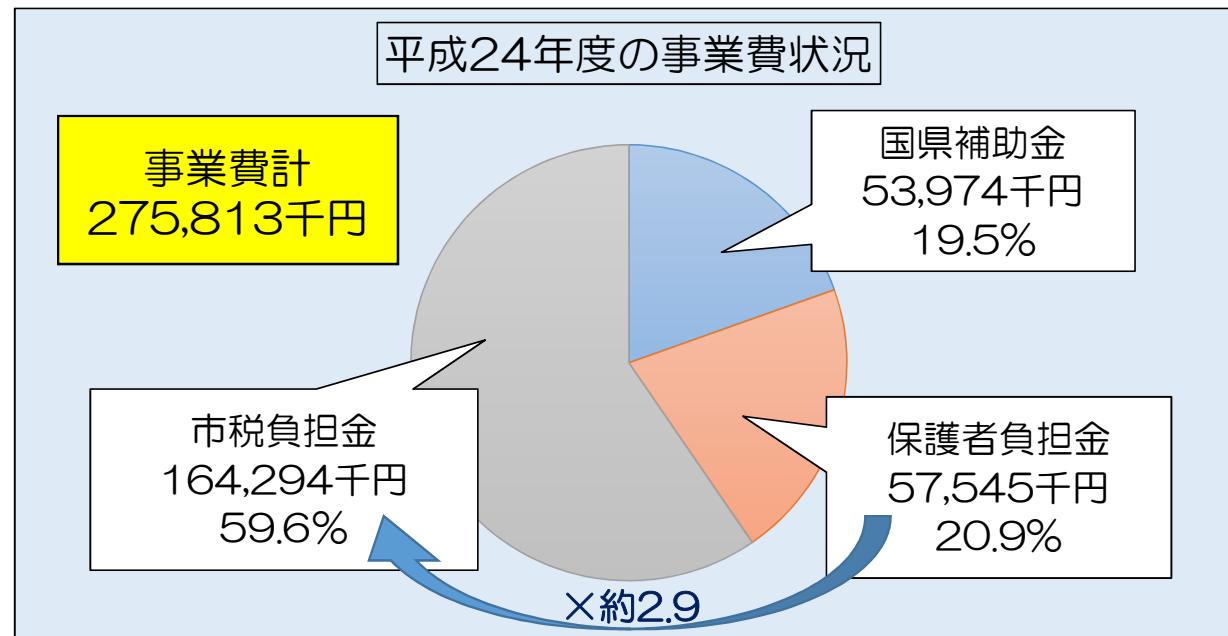
1. 季節保育料を段階的に改正した内容の確認

1-2.季節保育料を段階的に改正した理由

①平成24年度当時の事業費状況

平成24年度運営実績では、国県補助金は53,974千円、保護者負担金は57,545千円、市税負担金は164,294千円で事業費は275,813千円となっていました。
(右円グラフのとおり)

保護者負担金と市税負担金との差額は106,749千円となっており、保護者負担金の約2.9倍が市税負担金となっています。



そもそも、子どもの家（学童保育所）は、事業（実施）主体を市に変更する時の約束として、**事業費から国県補助金を除いた費用分を保護者負担金と市税とで折半するルール**でスタートした事業です。

しかしながら、上記の説明により、保護者負担金と市税負担金とで**折半されていない状況**でした。

②平成24年度当時の通年保育と季節保育の保育料の現状

1. 季節保育料を段階的に改正した内容の確認

1-2.季節保育料を段階的に改正した理由

平成24年度当時における通年保育料と季節保育料では、一年度を通した総時間から時間当たりの保育料を算出すると、通年保育料が109.5円/hr、季節保育料が76.6円/hrとなっており、季節保育は通年保育より安価な料金で保育サービスを提供していることとなっていました。（下表のとおり）

保育区分	保育時間 A	学童保育料 B	保育単価 B/A
通年保育	1,095.5hr/年	120,000円/年	109.5円/hr
季節保育	522.5hr/年	40,000円/年	76.6円/hr

前頁の①で既述したとおり保護者負担の不足分を市税で超過負担している状況からすると、季節保育の料金サービスは過剰なものと言え、更には、同じ保育サービスを提供しているのにも関わらず、通年保育と季節保育の保育区分によって単価格差があるのは不公平であるとも言える状況でした。

1. 季節保育料を段階的に改正した内容の確認

③平成25年5月の野洲市子どもの家持続ある運営を考える委員会からの提言

9頁および10頁の課題を解決するため、受益者（保護者）負担のあり方などについて、平成25年5月に野洲市子どもの家持続ある運営を考える委員会からの提言を受けました。

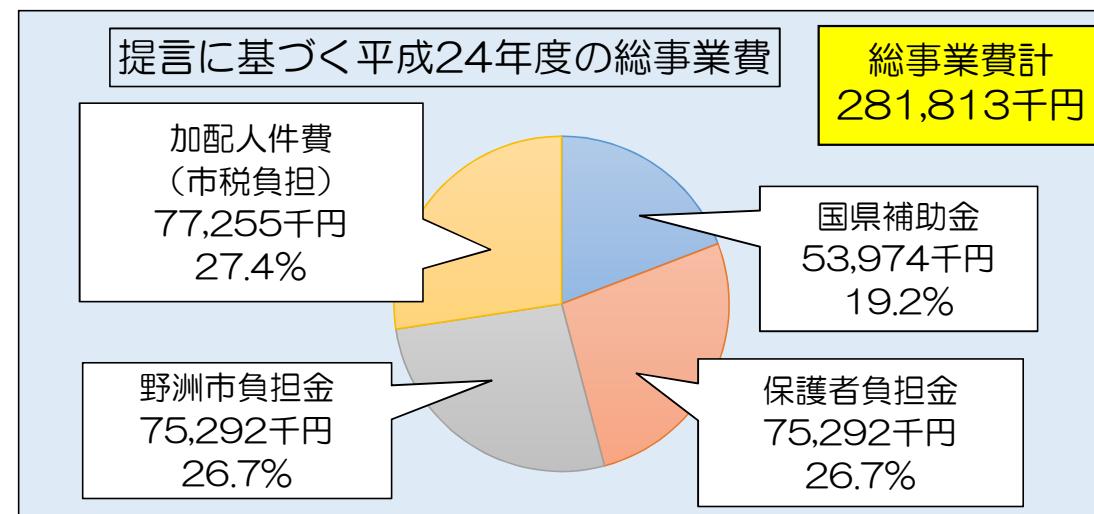
新しい折半ルールの提言

- ① 事業費には市の事務費相当額を加えたものを総事業費とする。
- ② 総事業費から国県補助金及び加配人件費を除いた事業費を折半とする。

※加配人件費…特別支援児に係る指導員の人件費は市税負担とする。

この提言に基づき、平成24年度当時の事業費状況を改めて見直すと、総事業費は、①で既述した事業費275,813千円に市の事務費相当額6,000千円※を加えた額が総事業費となり、281,813千円となります。（※当時の算出額として）

そこから国県補助金及び加配人件費を差し引き、残額を折半すると、右円グラフに記載してある保護者負担金75,292千円となります。



しかしながら、平成24年度保護者負担金の実績額は57,545千円であり、新ルールでの保護者負担金75,292千円と比べてみると、17,747千円の差額（不足分）が歴然として存在していました。 11

1. 季節保育料を段階的に改正した内容の確認

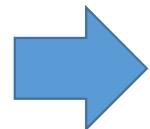
1-3.季節保育料を段階的に改正に着手

そこで・・・



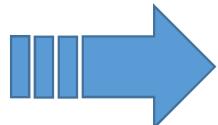
平成27年度から**季節保育料を段階的に改正**しました

第1段階 通年と季節の単価の統一（H27年度から段階的に季節保育料の改正）



8頁の季節保育料の段階的改正状況のとおり実施済み。

第2段階 市税負担との折半ルールに基づく保育料の改正（H31年度以降）



平成29～30年度の利用状況・決算額等の検証のうえ積算を再考する。

※今回の調査検討内容となります。

2. 平成25年度から平成28年度までの利用状況・決算額の確認

①利用状況の確認

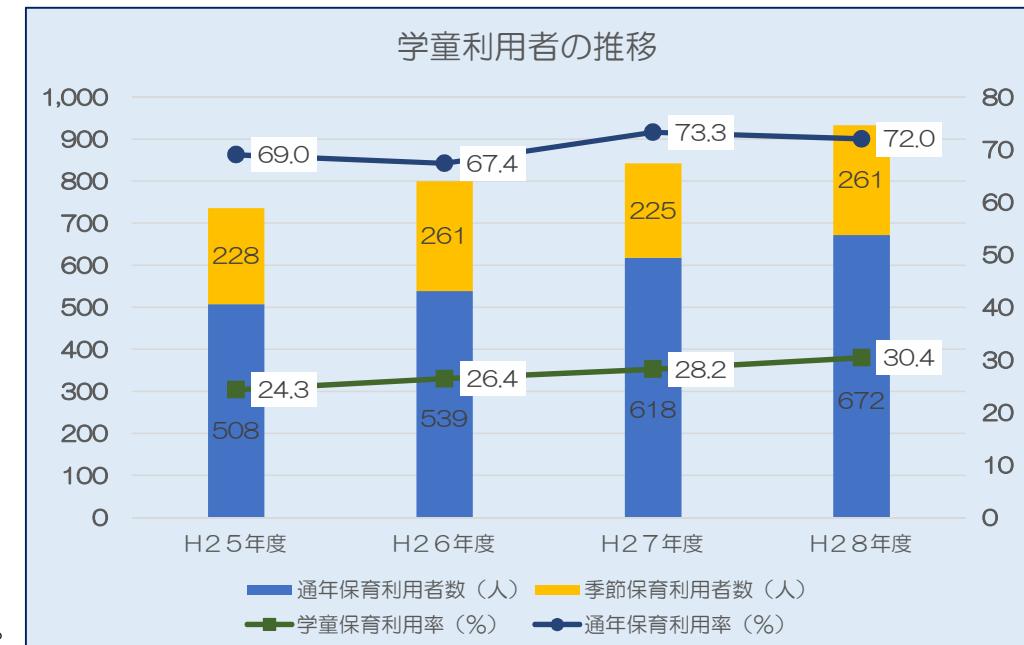
学童利用者 児童数推移（平成25年度から平成28年度まで）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
小学校児童数（人）	3,025	3,027	2,988	3,065
学童利用者数（人）	736	800	843	933
通年保育利用者数（人）	508	539	618	672
季節保育利用者数（人）	228	261	225	261
学童保育利用率（%）	24.3	26.4	28.2	30.4
通年保育利用率（%）	69.0	67.4	73.3	72.0

※本データは野洲市社会福祉協議会の資料より引用しています。

注1：各年度の学童利用者数／小学校児童数で算出した数字を%表示したものです。

注2：各年度の通年保育利用者数／学童利用者数で算出した数字を%表示したものです。



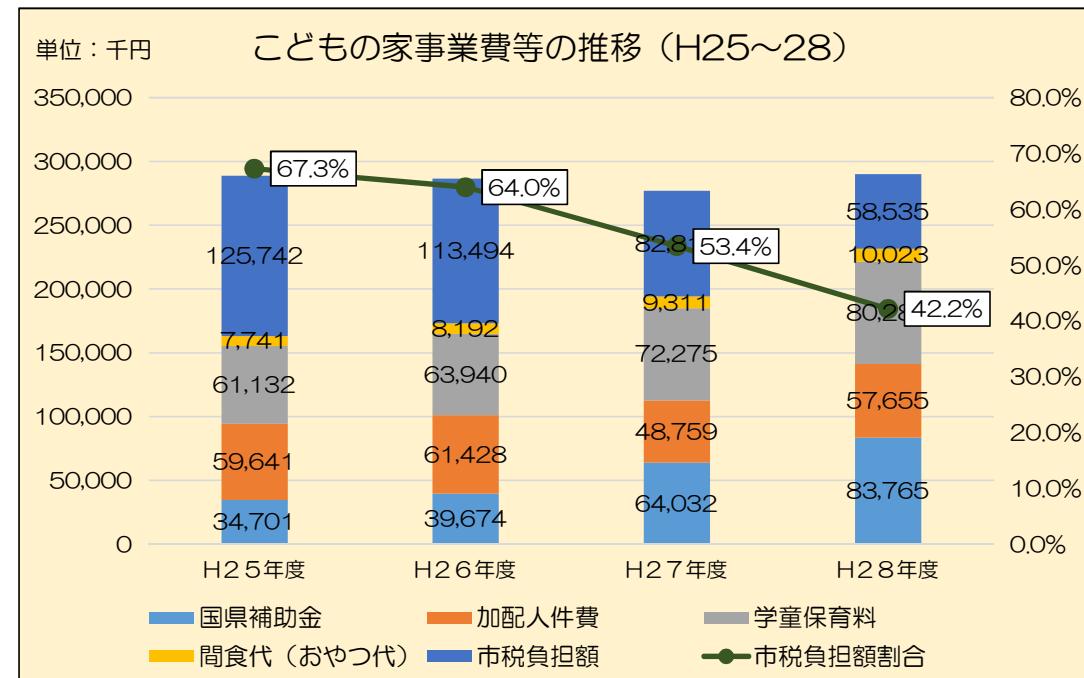
- 学童利用者数は、年々増加傾向で、平成28年度では平成25年度から197人、約1.27倍の増加となっています。
- 平成27年度からは、通年保育利用者が微増し、全体利用者に対して7割を超える値で推移しています。

2. 平成25年度から平成28年度までの利用状況・決算額の確認

②決算額の確認

事業費等の推移（平成25年度から平成28年度まで）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
総事業費 注①	288,957	286,729	277,189	290,258
国県補助金 注②	34,701	39,674	64,032	83,765
加配人件費	59,641	61,428	48,759	57,655
学童保育料	61,132	63,940	72,275	80,281
間食代（おやつ代）	7,741	8,192	9,311	10,023
市税負担額	125,742	113,494	82,812	58,535
市税負担割合 注③	67.3%	64.0%	53.4%	42.2%



注①：新しい折半ルールに基づき、事務費相当額を加えた額を記載しています。

注②：新しい折半ルールに基づき、加配人件費を除いた国県補助金の額を記載しています。

注③：市税負担割合は、市税負担額／（学童保育料+市税負担額）で算出した額を記載しています。

- 国県補助金は、平成27年度よりスタートした子ども・子育て支援新制度により大きく増加しています。
- 保育料については、利用児童数の増加、平成27年度からの季節保育料の改正により増加傾向となっています。
- こうしたことから、市税負担割合は平成25年度の67.3%から平成28年度には42.2%と推移しています。

3. 平成29年度から平成30年度までの利用状況・決算額の確認

①利用状況の確認

学童利用者 児童数推移（平成29年度から平成30年度まで）※参考として平成31年度を記載

	H29年度	H30年度	H31年度 ※参考
小学校児童数（人）	3,039	3,025	3,008
学童利用者数（人）	953	994	1,022
通年保育利用者数（人）	683	728	751
季節保育利用者数（人）	270	266	271
学童保育利用率（%）	31.4	32.9	34.0
通年保育利用率（%）	71.7	73.2	73.5

※本データは野洲市社会福祉協議会の資料より引用しています。

注1：各年度の学童利用者数／小学校児童数で算出した数字を%表示したものです。

注2：各年度の通年保育利用者数／学童利用者数で算出した数字を%表示したものです。



- 学童利用者数は、1,000人近く（平成31年度は1,000人を超える）となっており、年々増加傾向です。
- そうした中で通年保育利用者は増えていますが、季節保育利用者数は増減がほとんどありません。

3. 平成29年度から平成30年度までの利用状況・決算額の確認

②決算額の確認

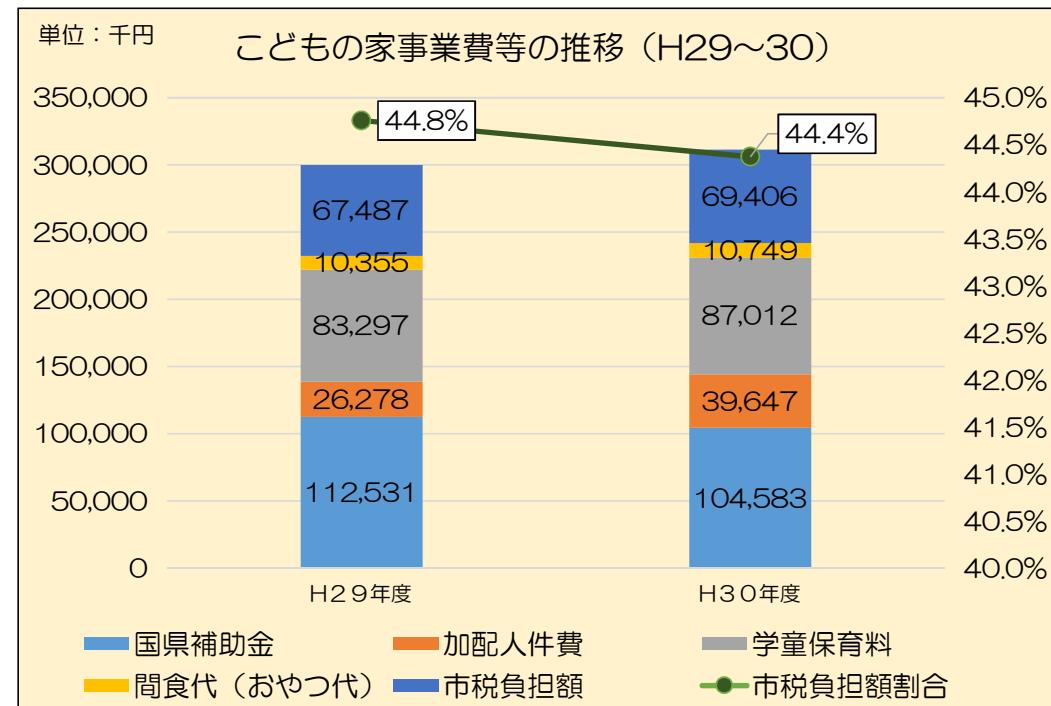
事業費等の推移（平成29年度から平成30年度まで）

	H29年度	H30年度
総事業費 注①	299,949	311,397
国県補助金 注②	112,531	104,583
加配人件費	26,278	39,647
学童保育料	83,297	87,012
間食代（おやつ代）	10,355	10,749
市税負担額	67,487	69,406
市税負担割合 注③	44.8%	44.4%

注①：新しい折半ルールに基づき、事務費相当額を加えた額を記載しています。

注②：新しい折半ルールに基づき、加配人件費を除いた国県補助金の額を記載しています。

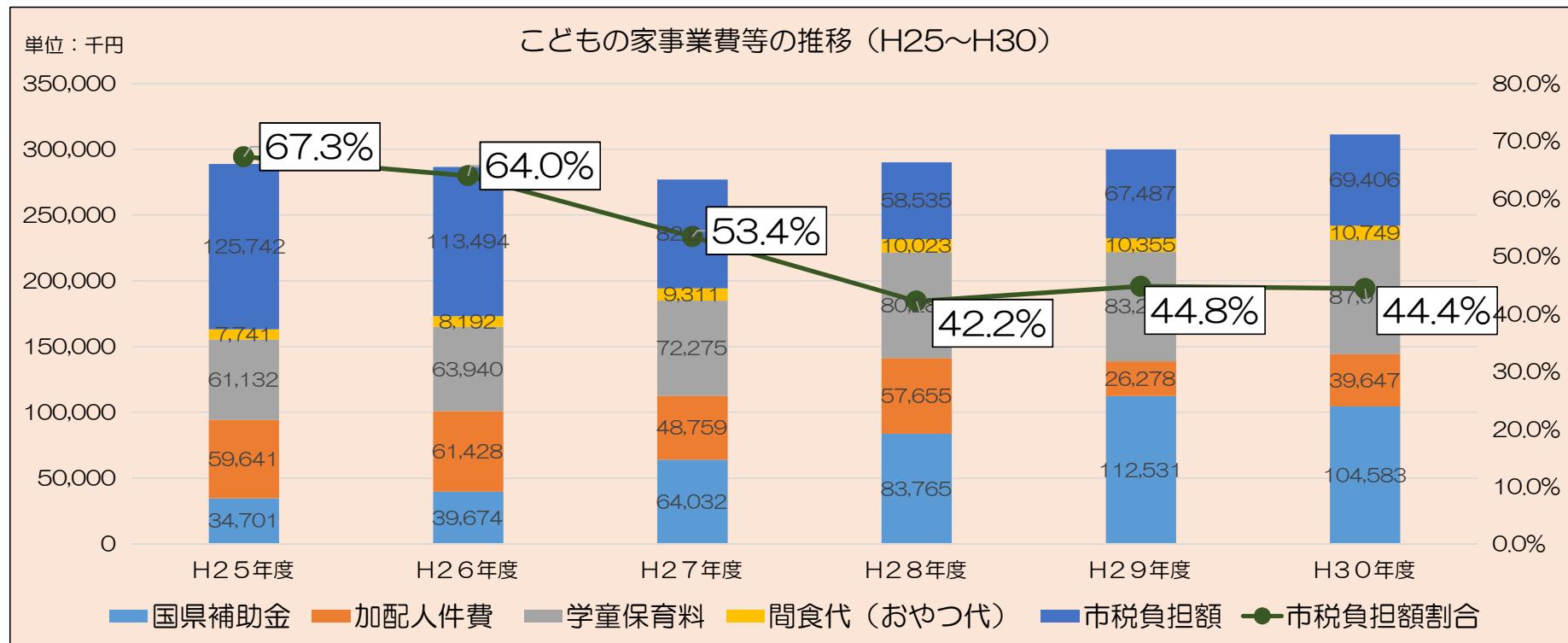
注③：市税負担割合は、市税負担額／（学童保育料+市税負担額）で算出した額を記載しています。



- 平成30年度からの土曜開所等により総事業費は増加しており、また利用児童数の増加により学童保育料も増加しています。
- 市税負担割合は、平成29年度で44.8%、平成30年度で44.4%となっており、その差は0.4ポイントでほぼ変わっていません。

4. 市税負担金と保護者負担金（保育料）との割合を検証

4-1. 子どもの家事業費等の推移から見た市税負担金と保護者負担金（保育料）との割合



- 季節保育料の改正前（平成26年度まで）は、市税負担割合が6割を超えていました。
- 季節保育料の改正後（平成27年度以降）は、市税負担割合は5割近くを推移し、平成28年度からは5割を若干下回っています。

4. 市税負担金と保護者負担金（保育料）との割合を検証

4-2. 市税負担金と保護者負担金（保育料）との割合に係る検討内容

今後必要となる経費

学童保育指導員退職積立掛金

2020年4月1日から施行される「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」により、令和2年度より学童保育指導員におけるフルタイム常勤職員に退職積立掛金として1,500万円以上／年必要となります。



平成30年度実績に当該費用1,500万円を含めると、市税負担割合は**49.2%**

その他参考

①決算上での市税負担割合について

前頁の平成28年度以降は市税負担割合が50%を下回っています。これは学童保育指導員の年度途中での退職や予定していた指導員が雇い入れできなかつたこと等、人件費の未執行により決算事業費が減少し、市税負担が減少したためです。

4. 市税負担金と保護者負担金（保育料）との割合を検証

4-2. 市税負担金と保護者負担金（保育料）との割合に係る検討内容

②子どもの家施設整備費に係る起債の償還金

平成31年度末現在で、子どもの家の整備に係る起債（いわゆる借金）残高は約2億2,760万円となっています。これにかかる償還（いわゆる返済）額は、交付税措置はありますが、令和2年度では約2,480万円で、令和3年度以降は約2,050万円となります。

③施設更新時における必要額

今後子どもの家を更新し整備する場合、子育て支援施設の建替え単価（解体費含む）を33万円／m²（総務省公表の一般財団法人地域総合整備財団による公共施設等更新費用試算ソフトより）とすると、500m²規模（現在の祇王第三～第六子どもの家程度）であれば、約1億6,500万円が必要となります。ただ、国県補助金や起債により単年度での必要額は以下のとおりとなります。

①施設建替え費用	1 億 6, 500 万円
②国県補助金（補助率2/3とする）※基準額2,746万5千円	1, 831 万円
③国県補助金を除く施設建替え費用（①－②）	1 億 4, 669 万円
④起債額（③×0.75）※10万円未満切捨	1 億 1, 000 万円
⑤単年度必要額（③－④）	<u>3, 669 万円</u>

次回の委員会について

☞ 今回の会議での議論をふまえ、市長へ提言書を提出

次回の日程・場所

とき：令和2年3月 日（ ）～

ところ：